

秋労雇均発 0614 第 1 号
令和元年 6 月 14 日

県内各事業各位

秋田労働局雇用環境・均等室長



「生産性向上ワークショップ」の開催について（ご案内）

労働行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 29 日に労働時間法制の見直し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を柱とした働き方改革関連法が成立し、平成 31 年 4 月 1 日より順次施行されております。

特に、人手不足感の強い秋田県においては、働き方改革による職場環境の改善など「魅力ある職場づくり」が人手不足の解消につながる取組の第一歩であり、ひいては生産性の向上につながると考えております。

そこで、秋田労働局では、平成 30 年度に開催した「働き方改革関連法セミナー」にご参加された事業場を対象に「生産性向上ワークショップ」を別添チラシのとおり開催することといたしました。当該ワークショップは、働き方改革によって生産性向上につながるヒントを得るための討議形式の講座です。

御多用中のこととは存じますが、事業主、労務管理担当者の皆様に積極的に御参加いただきますようお願い申し上げます（参加費は無料です。過去の実施内容と参加者の声を添付しております。）。

参加を希望される場合は、別紙「生産性向上ワークショップ 申込書」に所定事項をご記入の上、各締切日までに秋田労働局雇用環境・均等室あて FAX 又は郵送によりお申し込みくださるようお願いいたします。追って、参加の可否等につきましてご連絡させていただきます。

※参考として、当室に所属する「働き方・休み方改善コンサルタント」が実施するコンサルティング事業につきましても同封しますので、ぜひご覧ください。



<問合せ先>

秋田労働局 雇用環境・均等室

担当：藤田、高橋、佐々木、富樫、古谷

〒010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4 階

TEL：018-862-6684 FAX：018-862-4300

「生産性向上ワークショップ」のご案内

1 開催日時・会場・定員及び申込締切日

	開催日時	会場	定員	申込締切日
1	令和元年7月30日(火) 13:30~15:30	大館労働基準監督署 1階 会議室	24名	7月23日(火)
2	令和元年8月29日(木) 13:30~15:30	秋田合同庁舎 5階 第1会議室	32名	8月19日(月)
3	令和元年9月12日(木) 13:30~15:30	ハローワーク能代 2階 会議室	24名	8月30日(金)
4	令和元年9月19日(木) 13:30~15:30	ハローワーク横手 2階 会議室	24名	9月5日(木)
5	令和元年10月4日(金) 13:30~15:30	ハローワーク本荘 2階 会議室	24名	9月20日(金)
6	令和元年10月18日(金) 13:30~15:30	ハローワーク大曲 2階 会議室	24名	10月4日(金)
7	令和元年11月6日(水) 13:30~15:30	秋田合同庁舎 5階 第1会議室	32名	10月23日(水)

2 内 容

(1) 働き方改革関連法の内容説明(約30分)

※平成31年4月1日より施行されている労働時間法制の見直しを中心とした説明をさせていただきます。

(2) 生産性向上ワークショップ(約85分)

※働き方改革関連法を土台とした生産性向上につながるヒントを、参加者の皆様が専門のコンサルタントと一緒に意見を出し合う討議形式の内容となります。

3 主 催 秋田労働局雇用環境・均等室

4 申込方法 別紙「生産性向上ワークショップ 申込書」により FAX 又は郵送にてお申し込みください。

5 参加費 無料

6 持ち物 筆記用具

※受付は先着順です。各回とも定員に達した場合は申込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。締切日後も空きがある場合は申込みできますので、お気軽にお問い合わせください。

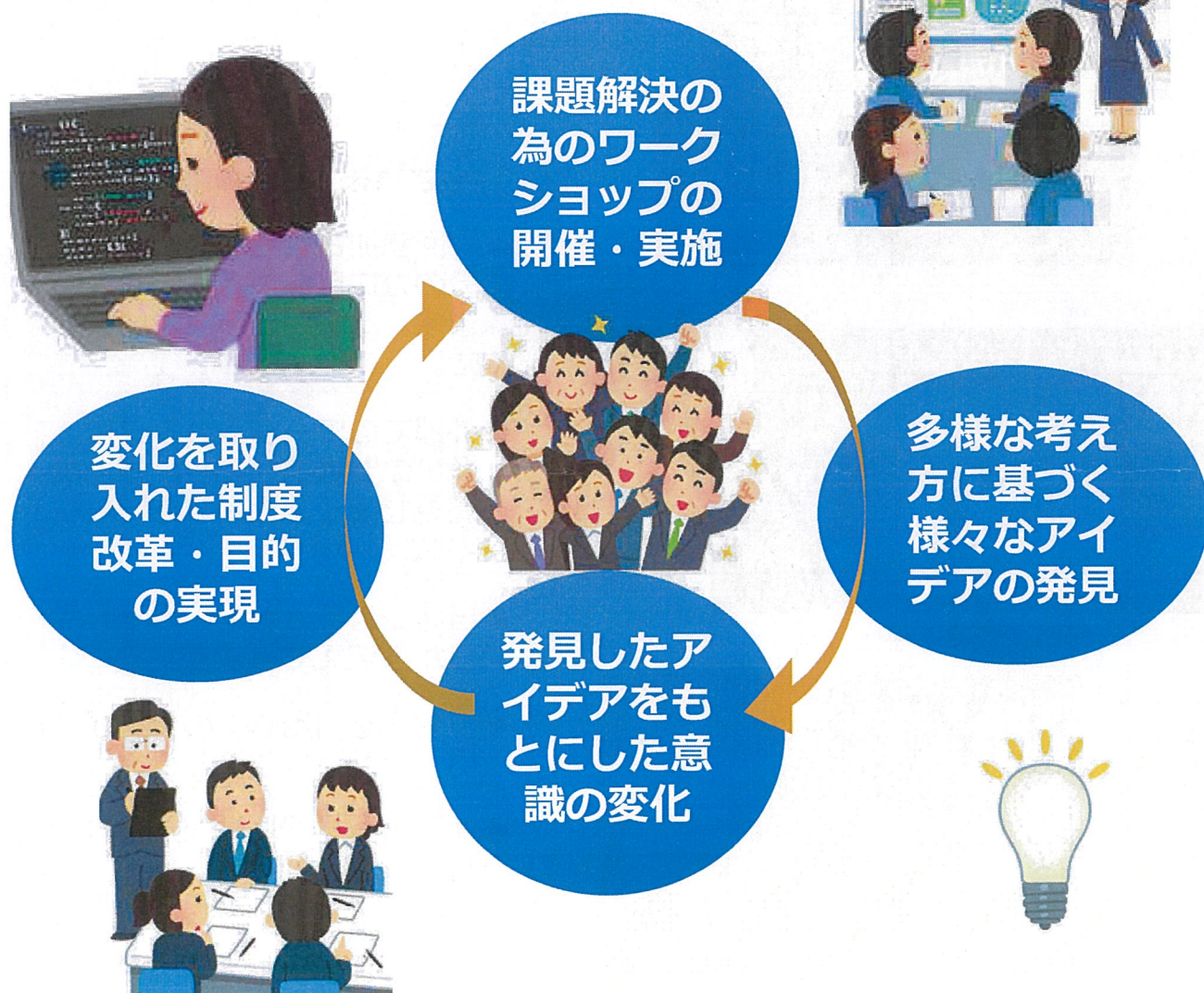
秋田労働局の生産性向上ワークショップで、働き手不足解消や働き方改革推進へのヒントを掴みませんか？

※ワークショップ(WS)とは・・・参加者が自主的に参加する講習会です(ひとつの課題について参加者が発言しながらグループ毎に研修する「参加型講習会」です。)

働き方改革関連法が成立し、2019年4月から施行されております。秋田県においては特に人手不足が深刻であり、働き方改革によって生産性を向上させることが喫緊の課題となっております。貴社においてもワーク・ライフ・バランスの実現を通して職場環境を改善させ、人手不足解消につなげてみませんか？

そこで秋田労働局では、参加者が自主的に問題解決に取り組む体験型講座である「ワークショップ」を今年度も企画いたしました。

ぜひ、この機会を有効に活用いただき、貴社の働き方改革を推し進めるヒントをこの「ワークショップ」で掴みましょう！



秋田労働局の「働き方改革ワークショップ」は 参加者満足度100%！即実践可能！！

ワークショップは有意義でしたか？

YES: 100%

(有意義+まあまあ有意義)

ワークショップで習得したことを
自社の課題解決に活かそうですか？

YES: 100%

(大いに活かそう+部分的に活かそう)



コンサルタント
による、絶妙な
進行！



司会者による
説明。この後さ
らなるヒート
アップが！

～これまでの参加者の声～

- 今回参加させていただき、自分の力に自信が持てたと思います。ありがとうございました。
- 外部でのワークショップは、多少の緊張感があり、様々な意見を聴くことができ“シゲキ”になります。
- 日誌システムの報告方法を今日から変えてみます。
- フセンを利用したの分析が良い！わかりやすい!!
- あっという間に時間が過ぎました。

ふせんを
使ったワー
クの一例！

平成30年度 ～働き方改革ワークショップ～
テーマ：年休をとりやすい職場にするには
～私たちが考えた 取り組み～

キーワード	具体的な 取組内容
業務改善	IT活用 記録の見える化 IT活用 記録の見える化 IT活用 記録の見える化
チームワーク	チームワーク チームワーク チームワーク
モチベーション	モチベーション モチベーション モチベーション

生産性向上ワークショップ 申込書

事業場名		
所在地	〒	
連絡先	TEL :	FAX :

◆参加ご希望日に○を記入してください。

参加希望日程	参加者氏名
7月30日(火)()	
8月29日(木)()	
9月12日(木)()	
9月19日(木)()	
10月 4日(金)()	
10月18日(金)()	
11月 6日(水)()	

【申込先】秋田労働局雇用環境・均等室

担当：藤田、高橋、佐々木、富樫、古谷

〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

TEL : 018-862-6684

FAX : 018-862-4300 ☐ ※送信票は不要です

生産性アップ↑しませんか？

幸せな従業員ほど、生産性が高いといわれています。「従業員の幸せ」と「生産性の向上」の両立を目指しませんか？

事業主・人事労務ご担当者の皆様 こんなお悩みはありませんか？

働き方改革って何？

残業を減らしたい！

いい人材を採用できず困っている

年休取得が進まない…

社員の定着率を上げたい！

生産性を上げたい！



働き方・休み方改善コンサルタントが、個別に
事業場を訪問し、貴社の実情にあわせた改善方
法のご提案などのお手伝いをさせていただきます！

すべて無料

秘密厳守

労働局への来庁もOK

※働き方・休み方改善コンサルタントは、労務管理の専門家である
社会保険労務士などから任用されています。

★ 生産性向上」と「残業削減・年休取得促進」は両立できます ★

働き方改革への
取り組み

企業価値・
企業力の
向上

働き方改革で好循環！

働きやすい職場・
社員の満足度向上

生産性
向上



秋田労働局 雇用環境・均等室

〒010-0951秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎 4階

<https://jsite.mhlwgo.jp/akita-roudoukyoku/>

お問い合わせ先

TEL 018-862-6684

アドバイスをご希望される場
合は、裏面の申込書をFAX
又は郵送にて送付して下さい。

労働局使用欄

KK-WS 194-01

働き方・休み方改善コンサルタント個別訪問申込書

年 月 日

秋田労働局 雇用環境・均等室 宛

事業場所在地

事業場名

担当者職氏名

電話番号

働き方・休み方改善コンサルタントの個別訪問による
〔 アドバイス ・ 資料の提供 〕 を申し込みます。

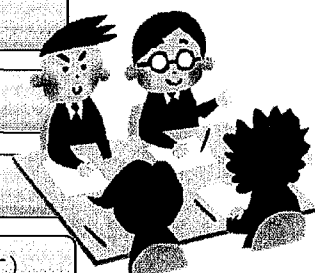
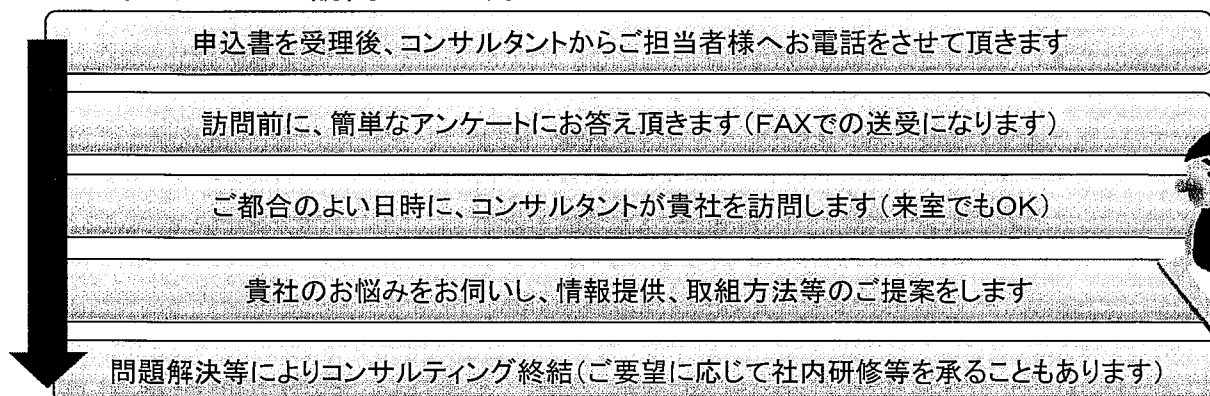
企業内容	業 種 _____ 労働者数 _____ 人 (うち非正規労働者数 _____ 人) 主な業務内容 _____
ご要望・相談内容	※”○”をつけてください(複数回答可) ・自社で働き方改革に取り組みたい ・時間外労働、休日労働を抑制したい ・年次有給休暇の取得を促進したい ・人材不足を解消したい ・社員の定着率を上げたい ・その他()
訪問希望日時	年 月 日() 午前・午後 時 分

お手数ですが、下記宛先に FAXまたは郵送によりお申し込みください。
〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎 4階 秋田労働局 雇用環境・均等室

FAX 018-862-4300 TEL 018-862-6684 (担当: 藤田、高橋、佐々木、富樫)

<個人情報の取り扱いについて> 本申込に関して取得した企業情報ならびに個人情報につきましては、本申込みに係わる事務のみに使用させていただきます。当該事業場ならびに当該個人の許可なく目的外に使用、提供することはありません。

お申し込みから訪問までの流れ



※働き方・休み方改善コンサルタントは貴社の問題解決のために、何度でもお申込み頂くことができます(全て無料です)